

平成21年10月 1 日

告示第91号

改正 平成23年 3 月25日告示第38号 令和 2 年 3 月25日告示第65号

(趣旨)

第1条 この告示は、町民の消費の促進及び町内の商工業等の振興を図るため、町民が町内の施工業者によって住宅の改良工事（以下「工事」という。）を行う場合に、経費の一部を助成することについて、城里町補助金等交付規則（平成17年城里町規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住所を有する者をいう。
- (2) 住宅 居住の用に供する家屋をいう。
- (3) 個人住宅 自己の居住の用に供する家屋をいう。
- (4) 併用住宅 建築物に個人住宅部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の部分があり、かつ、建築物が一体として登記されている住宅をいう。
- (5) 併存住宅 建築物に個人住宅部分及び非個人住宅部分があり、かつ、区分として登記されている住宅をいう。
- (6) 工事 住宅の修繕、改築、増築、模様替えその他住宅の維持及び機能向上のために行う補修等をいう。
- (7) 町内施工業者 町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店を有する法人で工事を行うものをいう。

(助成の範囲)

第3条 町長は、予算の範囲内において、町民が町内施工業者によって工事を行う場合に限り、当該経費の一部を助成するものとする。

(助成の対象住宅)

第4条 助成の対象となる住宅は、次の各号に掲げるものとする。ただし、申請する

年度以前2年度の間に本助成の対象となった住宅については除くものとする。

- (1) 町民が町内に所有する個人住宅
- (2) 町民が町内に所有する併用住宅（非個人住宅部分は除く。）又は併存住宅（非個人住宅部分は除く。）

（助成の対象工事等）

第5条 助成の対象となる工事は、別表に掲げる工事であって、かつ次の各号に掲げる要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 工事の金額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）が10万円以上のもの。
ただし、対象工事が併用住宅又は併存住宅の屋根、外壁その他建築物全体に係る部分の工事である場合における金額は、個人住宅の部分の床面積を個人住宅の部分及び非個人住宅の部分の床面積の合計で除して得た割合に当該対象工事の金額を乗じて得た金額とする。
- (2) 第9条に規定する認定を受けた後に着手し、当該年度の3月31日までに完了する工事。ただし、当該年度の3月31日までに完了することができない工事のうち、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 町が実施する他の助成等の対象となっていない工事

（助成金の額）

第6条 助成金の額は、工事の金額が100万円以上の場合には10万円、10万円以上100万円未満の場合は、当該工事の金額の10パーセントの額とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（申請者の要件）

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 申請時において、町内に継続して3年以上居住していること。
- (2) 助成の対象となる住宅の所有者であること。ただし、所有者が申請できない場合、その1親等以内の親族が申請することができるものとする。
- (3) 申請時において、町税、国民健康保険税、介護保険料、各種使用料及び各種貸付金の返済金その他町に対する債務を滞納していないこと。
- (4) 申請する年度以前2年度の間に、この告示に基づく助成金の交付を受けていな

いこと。

(5) その他町長が必要と認める要件を満たしていること。

(助成金交付の申請)

第8条 申請者は、あらかじめ住宅リフォーム資金助成交付申請書（様式第1号）により、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票抄本
- (2) 固定資産評価証明書（土地・建物）
- (3) 工事の見積書の写し
- (4) 1親等内の親族が申請する場合、住宅の所有者の戸籍謄本
- (5) その他町長が特に必要と認める書類

(助成事業の認定)

第9条 町長は、前条に規定する書類を受理したときは、助成事業の認定及び却下の決定をし、住宅リフォーム資金助成認定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第10条 前条の規定により助成を受けることとなった者（以下「助成認定者」という。）は、助成金の額などに変更が生じたときは、速やかに住宅リフォーム資金助成認定変更申請書（様式第3号）により、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類を受理したときは、速やかに内容を審査し、住宅リフォーム資金助成認定変更通知書（様式第4号）により、助成認定者に通知するものとする。

(完了報告)

第11条 助成認定者は、当該工事を完了したときは、速やかに住宅リフォーム資金助成完了報告書（様式第5号。以下「完了報告書」という。）により、次の各号に掲げる書類等を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 工事完了証明書（様式第6号）
- (2) 工事施工前・施工後の写真
- (3) 工事の領収書の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(実地調査)

第12条 町長は、必要と認めるときは、助成の対象となった工事について、実地調査を行うことができる。

(助成金の額の決定)

第13条 町長は、完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、速やかに交付すべき助成金の額を決定し、住宅リフォーム資金助成決定通知書(様式第7号。以下「決定通知書」という。)により助成認定者に通知するものとする。

(請求の方法)

第14条 助成認定者は、前条の決定通知書を受理後速やかに、住宅リフォーム資金助成請求書(様式第8号)により、町長に助成金を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第15条 町長は、前条の請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成の取消し)

第16条 町長は、助成認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、住宅リフォーム資金助成認定取消通知書(様式第9号)により、助成を取り消し、通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成の認定を受けたとき。
- (2) 助成の認定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が助成の認定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(助成金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により助成を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の全部を返還させるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第18条 この告示による助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第38号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第65号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| | 補助対象工事 | 備考 |
|-----|-------------------------------|--|
| (1) | 既存住宅の修繕，模様替え，改築，増築，減築工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認が必要なものは，建築確認済証及び検査済証の写しが必要 ・ 併用住宅のうち，住居部分の修繕，増築等が対象とする。 ・ 住宅と同一棟の車庫，物置の修繕，増築等が対象とする。 ・ 修繕，増築等工事時伴う廃材等の処理費用は対象とする。 ・ 居住用以外の建物又は工作物（離れ，物置，車庫，門，塀等）に係る工事は対象としない。 ・ 自然災害により被害を受けた場合の復旧又は修繕に係る工事は対象としない。 |
| (2) | 浴室，キッチン，洗面室，トイレのリフォーム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 便座の切替えのみは対象としない。 |
| (3) | 給排水衛生設備，給湯設備，換気設備，電気設備，ガス設備工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 増築，改築，減築工事その他のリフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。配線工事を含む。 ・ 給湯器等の器具交換のみの工事は対象としない。 ・ ソーラーパネルの新設又は交換に係る工事は対象としない。 |
| (4) | オール電化住宅工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の必要がないIHクッキングヒーターの設置等は対象としない。 |
| (5) | 屋根のふき替え，塗装，防水工事 | |
| (6) | 外壁の張り替えや塗装工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 軒天井，破風板，鼻隠しを含む。 |
| (7) | 部屋の間仕切りの新設や変更工事 | |
| (8) | 床材，内壁材，天井材の張り替えや塗装等の内装工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 床はフローリング，カーペットなどを対象とする。 ・ 床暖房（ガスや電気式）工事も対象とする。 ・ 内装工事に伴う室内カーテン・ブラインド等の取替えや新設は対象とする（カーテン・ブラインド等のみは対象としない。）。 |

| | | |
|------|------------------------------------|---|
| (9) | 床, 壁, 窓, 天井, 屋根の断熱改修工事 | |
| (10) | ふすま紙, 障子紙の張り替えや畳の取替え(表替え, 裏返しを含む。) | |
| (11) | 雨どい等の取替えや修理 | |
| (12) | 建具・開口部の取替えや新設工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・手動, 電動シャッターも対象とする。 ・建具, 開口部工事に伴う窓ガラス, 網戸, 防犯フィルム等の取替えや新設も対象とする(窓ガラス, 網戸, 防犯フィルム等のみは対象としない。) |
| (13) | 造り付け収納家具工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・大工工事を伴うものに限る。 |
| (14) | バリアフリー改修工事(手すりの設置, 段差解消, 廊下幅の拡張等) | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度, 障害者制度等の他の制度の対象となっている部分は対象としない。 |
| (15) | 耐震改修工事(屋根の軽量化, 壁補強, 基礎補強等) | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震改修工事費補助制度の対象となっている部分は対象としない。 |
| (16) | 防音工事(防音天井, 防音壁, 防音サッシの改修等) | <ul style="list-style-type: none"> ・他の制度の補助対象となっている部分は対象としない。 |
| (17) | 火災報知機の設置・防犯カメラ等の防犯機能の付加・強化のための工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・他の制度の補助対象となっている部分は対象としない。 |
| (18) | 住宅の解体工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事のみは対象としない。ただし, 修繕, 模様替え, 改築, 増築, 減築工事その他リフォームに伴う部分の解体であれば対象とする。 |
| (19) | この表に表示のない工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象内外を個別審査により決定します。 |